

## 避難行動要支援者名簿（兼個別避難計画）登録情報等提供同意書

- 喜多方市では、災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」を作成しています。
- 避難行動要支援者及び個別避難計画として登録した情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、関係者等に提供する場合があります。

平常時	避難支援等関係者
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	避難支援等関係者その他の者

- 避難行動要支援者は、上記の情報等の提供に同意することにより、避難支援等実施者及び避難支援等関係者から災害時における避難行動の支援を受けられる可能性が高まります。ただし、この支援は、避難支援等実施者及び避難支援等関係者自身やその家族等の安全が前提となるため、この同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者及び避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。
- 災害時は、上記の同意がない場合でも、災害対策基本法に基づき、登録情報等が避難支援等関係者に提供される場合があります。

喜多方市長 様

私は、上記の内容を理解し、避難支援等を受ける（実施する）ために、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に登録された情報等を避難支援等実施者及び避難支援等関係者に提供することに同意します。

令和 年 月 日

避難行動要支援者：氏名（署名）\_\_\_\_\_

代筆者：氏名（署名）\_\_\_\_\_

緊急連絡先① 氏名（署名）\_\_\_\_\_

緊急連絡先②：氏名（署名）\_\_\_\_\_

緊急連絡先③：氏名（署名）\_\_\_\_\_

避難支援等実施者①：氏名（署名）\_\_\_\_\_

避難支援等実施者②：氏名（署名）\_\_\_\_\_

## 【 用 語 】

要 配 慮 者：避難行動や避難後の生活などにおいて特に配慮を要する方  
(高齢者、体が不自由な方など)

避難行動要支援者：市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方

※ 喜多方市における避難行動要支援者の該当範囲は次のとおり。

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者  
(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記に該当しないものの自ら避難することが困難な方

個 別 避 難 計 画：避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、本人の身体状況や緊急連絡先、避難支援等実施者や避難先等を記載した計画

避 難 支 援 等：避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置

避難支援等関係者：消防、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民その他の避難支援等の実施に関わる関係者

避難支援等実施者：避難支援等を実施していただける方

※ これらの用語は、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)に基づくものです。